

瀬戸市設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、法令その他別に定めるもののほか、事務の簡素化及び合理化を図るため、設計及び工期の変更並びにこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「設計変更」及び「工期変更」とは、原設計又は原工期を瀬戸市契約規則（昭和52年4月1日施行）第36条第1項の規定により変更することをいい、契約変更の手続の前に当該変更内容をあらかじめ受注者に協議することを含むものとする。

(設計変更できる範囲)

第3条 設計変更できる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合において、やむを得ず原設計を変更する必要があるときとする。

(1) 設計書、仕様書及び図面に明示されていない場合)

- 事例** ア 設計図書に明示されていないものがある。
イ 設計図書の表示が不十分、不正確、不明確なものがある。

(2) 図面と設計書、仕様書と相互に符号しない場合

- 事例** ア 設計図書に材料の規格、寸法等の一致しないものがある。
イ 設計図書に数量の一致しないものがある。

(3) 設計書若しくは図面と工事現場の状態とが一致しない場合

- 事例** ア 推定岩盤線の位置が一致しない。
イ 地盤支持力が設計条件と一致しない。
ウ 土質、地下水等の状況が一致しない。
エ 地下埋設物等の位置、数量が一致しない。
オ その他確認困難な要因及び誤測等でやむを得ないものがある場合

(4) 設計書、図面若しくは仕様書に誤り若しくは記載もれがある場合

- 事例** ア 当然必要となる部材の記載がない。
イ 図面に示されている材料が、設計書に計上されていない。
ウ 地下水位に関する条件明示がない。
エ 指定された工法は、明示された土質では施工できない。

(5) 地盤等につき予期することのできない状態が発見された場合

- 事例** ア 埋蔵文化財等の発見により、調査が必要となった。
イ 軟弱地盤、転石等により、対策工事が必要となった。
ウ 有毒ガス等の噴出により、工法の変更が必要になった。
エ 予期できない地下埋設物が発見された。

(6) 発注者が必要と認め、工事内容を変更する場合

- 事例** ア 他事業との関連により、施工内容を変更する。
- イ 地元調整等の結果、施工内容を変更する。
- ウ 諸官庁又は公共事業者との協議により、施工内容、工期を変更する。
- エ 許可条件等の処理に伴い、施工内容を変更する。
- オ 使用材料を変更する。
- カ 安全対策のため防護施設等を追加する。(共通仮設費に含まれるものを除く。)
- キ 建設副産物の処分先等を変更する。
- ク 施工条件の明示項目を変更する。
- ケ 事業の進捗を図るため増工する。

(7) 発注者が必要と認め、工事の施工を一時中断する場合

- 事例** ア 埋蔵文化財の調査の遅延及び埋蔵文化財の新たな発見により工事の続行ができなくなった。
- イ 別契約の関連工事の進捗が遅れ、施工できない。
- ウ 環境問題等の発生により工事の続行ができなくなった。
- エ 工事用地等の確保が予定期日までにできない。
- オ 管理者間協議により施工できない期間が設定された。
- カ 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない。

(8) 諸経費調整に基づく場合

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内の場合。ただし、別件発注するのが妥当な場合は除くものとする。
- (2) 前号以外で増加額が当初契約金額の30パーセントを超えるものであって現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合。
- (3) 設計変更により減額する場合

2 前項における「30パーセント」という範囲は、契約変更が数回重なることがあっても、当初契約金額に対する各回毎の累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。

3 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替える。

(設計変更の手続)

- 第5条 設計変更はその必要が生じた都度、監督員が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認したうえで行わなければならない。
- 2 監督員は、当該変更の内容を設計変更協議書(第1号様式)により、工事担当課長の決裁を得たうえで、受注者と協議しなければならない。
- 3 設計変更理由は、本要領第3条の「設計変更できる範囲」に該当する項目を明記し、併せてその理由を具体的に記述しなければならない(該当する事項が2以上となる場合も同様とする。)

(契約変更の手続)

- 第6条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、契約条件等を著しく変更することとならないものは、工期の末までに行うことができるものとする。
- 2 契約変更が必要な場合は、監督員は当該変更の内容を工事変更決議書(瀬戸市工事施行規則における諸書類の様式を定める要綱第11号様式)により瀬戸市決裁規程に基づき決裁を受け、受注者に通知しなければならない。

(工期変更の範囲)

- 第7条 工期変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合において、やむを得ず原工期を変更する必要があるときとする。
- (1) 本要領第3条各号に該当する場合
- (2) 天候の不良等受注者の責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成することができない場合
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により、工期内には完成できないが期限後に完成する見込みがあり、違約金を徴収して工期を延長する場合

(工期変更の手続き)

- 第8条 第5条及び第6条の規定は、工期変更の場合において準用する。

附 則

この要領は、平成18年 8月 1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行するものとする。